

事業シート（概要説明書）

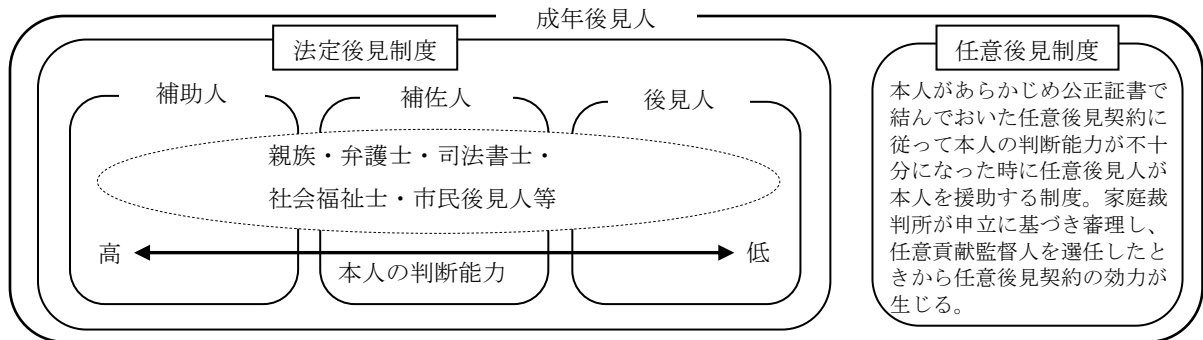
事務事業名		成年後見支援センター事業		担当局・部名		健康福祉局 生活福祉部			
根拠法令		高齢者虐待防止法第28条		担当課名		地域福祉担当			
事業開始年度		平成19年度		作成責任者		西端 晴造			
実施方法 (該当するものすべてにチェック)		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> その他 ()							
事業概要	目的 (何のために)	判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように「成年後見制度」の利用を促進する。							
	対象 (誰・何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見の利用を必要とする人やその家族をはじめ、支援者や関係機関からの相談。 ・市民後見人としての活動を考えておられる方。 							
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容 ①成年後見制度に関する相談 ②市民後見人の養成、並びに市民後見人バンクの設置・運営 家庭裁判所からの成年後見人受任に関する調整 関係機関・団体等との連携・申立支援 ③成年後見制度に関する広報・啓発 ④市民後見人の後見活動への支援 実施体制 ・社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会に事業委託。 ・職員2名と非常勤嘱託職員1名で実施。 ・専門相談については週1回3時間程度、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）により実施 実施場所 ・大阪市西成区出城2-5-20（大阪市社会福祉研修・情報センター内）							
	実施済の外部委託の内容と実施主体	委託内容	事業委託（上記①～④）						
	実施主体	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input checked="" type="checkbox"/> 外郭団体等 <input type="checkbox"/> 市民活動団体（NPOなど） <input type="checkbox"/> 市民活動団体（地域住民組織など） <input type="checkbox"/> その他 ()							
	直接実施している業務の内容	企画調整、予算決算、契約、進行管理							
	事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症高齢者は、平成17年には全国で169万人、平成27年には250万人、平成37年には323万人と推計されている。 ・大阪市において平成19年11月末現在、介護保険制度で何らかの介護・支援を必要とする認知症高齢者は44,452人と平成16年の調査と比較して10,256人増加（増加率30.0%）しており、高齢人口の伸び（9.7%）を上回っている。 ・平成17年の国勢調査において、大阪市における65歳以上の高齢者のいる世帯のうち単身高齢者の世帯は37.9%と政令指定都市の中でもっとも高く、夫婦のみの世帯は27.2%とあわせると高齢者世帯全体の7割弱を占めている。 ●老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2で市長審判請求にかかる規定があり、必要とするすべての市民が円滑に制度を活用できるようにすることが求められている。 ・高齢者虐待防止法第28条（平成18年4月1日施行）に成年後見制度の利用促進についての規定があり、国及び地方公共団体は制度が広く利用されるようにしなければならないと定められている。 ●市民後見人については、専門職の成年後見人を補完するとともに、地域において身近な立場からの安心感を与えてくれる活動が期待されており、後見制度のニーズが高まる中で、誰もが制度を利用できるよう、積極的に養成する必要がある。 							
コスト	平成21年度（予算）				人件費				
	事業費	26,477	千円	}	職員構成	概算人件費 (平均人件費×従事職員数)		従事職員数	
	人件費	1,610	千円		担当本務職員	1,610	千円	0.2	人
	総計	28,087	千円		臨時職員他		千円		人

事業シート（概要説明書）

総事業費 (単位：千円)	年度	総額	実施方法が外部委託の場合、委託料等を内数で記入		
	H19(決算)	27,044 千円	事業委託(25434 千円)		
	H20(予算)	26,691 千円	事業委託(25,081千円)		
	H21(予算)	28,087 千円	事業委託(26,477千円)		
21年度総事業費 内訳 (委託料等を明記)	<p>●平成21年度歳出内訳 (28,087千円)</p> <p>【人件費】 1,610千円</p> <p>【物件費】 26,477千円</p> <p>・委託料 26,477千円</p> <p>人件費並びに報酬費 21,708千円 (相談：13,743千円、市民後見人養成：1,837千円、その他：6,128千円)</p> <p>センター運営経費 546千円</p> <p>広報・啓発事業 805千円</p> <p>市民後見人養成講座 1,429千円</p> <p>市民後見人活動支援 728千円</p> <p>消費税 1,261千円 (相談：687千円、市民後見人養成：163千円、その他：359千円)</p>				
事業実績	項目	単位	H19年度(実績)	H20年度(実績)	H21年度(予定)
	相談件数 (平成19年6月立ち上げ)	件	1,302	1,998	2,136
	市民後見人バンク新規登録者数	人	44	40	46
単位当りコスト (総事業費/ 事業実績)	相談1件当りのコスト	円	9,630	6,533	6,756
	市民後見人養成1人当りのコスト	千円	80	84	75
目指す成果 (今後どのような状態にしたいか、なるべく定量的に記入)	<p>今後、成年後見制度のニーズはますます増大することが見込まれる。制度の利用を必要とする人やその家族、市民後見人が気軽に相談でき、的確なアドバイスを行えるようにすることが重要である。</p> <p>また、専門職の成年後見人を補完し、身近な立場からの安心感を与えてくれる市民後見人を養成し、誰もが制度活用できる環境を整えとともに、家庭裁判所など関係機関と連携しながら市民後見人が円滑かつ公正に活動できるように支援する。</p>				
達成状況 (目指す成果に対して、実施・達成した状況を記入)	<p>制度の広報・啓発や関係機関との連携を進めることと相俟って、制度利用等の相談については相当数の実績をあげており、内容的にも的確な対応を行っている。</p> <p>市民後見人の養成については、これまでに280名が市民後見人養成講座を受講し、選考を経て84名が成年後見人候補者としてバンク登録を行っている。また、この中からすでに30名が市民後見人として家庭裁判所から選任された。困難事例が発生した際などは、専門職を含め関係機関との連携も必要なことから、積極的なバックアップを行っておりセンターの果たす役割は大きい。また、市民後見人からは市民や金融機関等の制度理解の不足から活動が円滑に行えない場合があるという悩みも寄せられており、関係機関と連携して、引き続き広報・啓発に努めていきたい。</p>				
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>相談件数の増加からも判るように、需要がますます増大しており、市民後見人の養成を含めた支援センターの役割は非常に重要である。</p> <p>バンク登録を行っている市民後見人候補者に対するフォローアップ研修の充実や、実際に後見活動を行っている人からのアドバイスを受ける機会の設定など、きめ細かい対応が求められる。</p>				
さらなる民間活用 ・市民協働推進の予定	<input type="checkbox"/> 有 (予定する業務と、想定しうる実施主体を下欄に記入)		<input checked="" type="checkbox"/> 無		
	業務内容				
実施主体	<input type="checkbox"/> 民間企業	<input type="checkbox"/> 外郭団体等	<input type="checkbox"/> 市民活動団体 (NPOなど)	<input type="checkbox"/> 市民活動団体 (地域住民組織など)	<input type="checkbox"/> その他 ()
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>仙台市 成年後見総合センター（設置運営：市社協）平成19年6月～平成20年度相談件数：292件 市民後見人の養成（平成21年度予定）</p> <p>北九州市 北九州成年後見センター「みると」（設置運営：有限責任中間法人）20年度相談件数：551件 後見人等の紹介や法人後見の実施など</p> <p>・権利擁護・市民後見センター（設置運営：市社協）平成21年4月～法人後見の実施 市民後見人の養成</p>				
特記事項 (事業の沿革等)	<p>成年後見制度は民法上の制度。措置制度から契約制度への移行を目指す社会福祉制度の改革に沿って、平成12年に社会福祉法の改正や介護保険法の施行などの諸改革が実施され、これにあわせて民法の禁治産制度が成年後見制度に改正された。</p>				

成年後見制度とは

- 認知症・知的障害・精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方（本人）に対して、法的に権限を与えられた援助者（成年後見人）を選び、法律行為の同意権や取消権・代理権を行使することによって、本人の意思を尊重しながら、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理などを行い、本人の生活を支援する民法上の制度。
- 法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて、「後見」・「補佐」・「補助」の3つに分かれ、本人や配偶者をはじめとする4親等以内の親族、市町村長等が後見等開始の審判を家庭裁判所に申立て、家庭裁判所の職権によって適任であると思われる援助者が選任される。また、任意後見制度もある。



専門職の後見人と市民後見人

- 専門職後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士などの資格を持つ後見人が、その専門性を生かして職業として後見活動を行う場合を指し、親族が後見人となる場合を除く第三者後見人のほとんどを占めている。
- 後見人は特に資格を必要としないが、大阪市の市民後見人は、社会貢献への意欲と熱意のある市民の方を対象として、一定の研修（下図参照）を受けた後、選考のうえバンク登録を行ったものの中から選任される。
- 後見活動において基本的に報酬を求めている。

全国における申立件数と内訳

- 後見等の申立件数（全国）

年度	15	16	17	18	19	20
件数	17,086	17,246	21,114	32,629	24,988	26,459

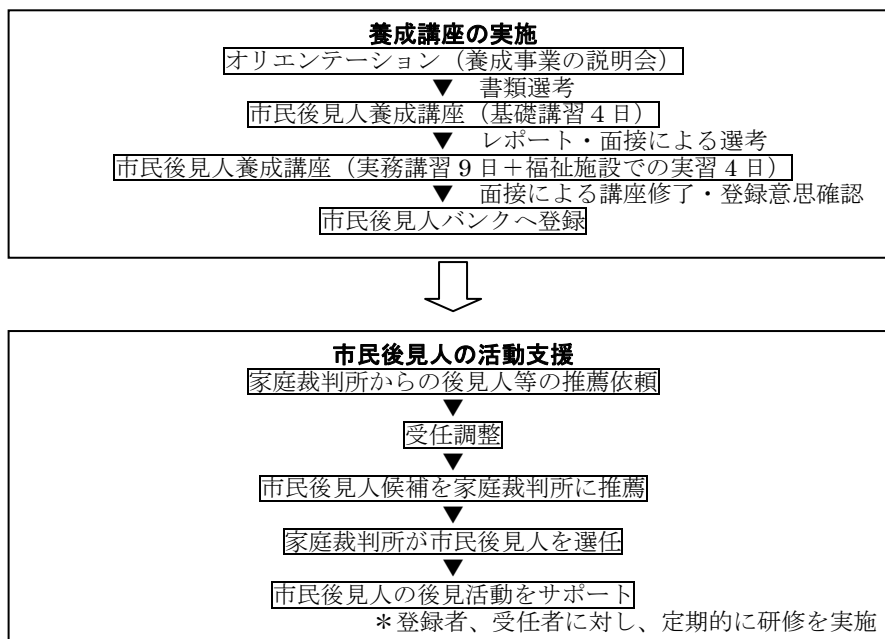
- 親族以外の第三者が後見人となる割合は、平成16年度（16年4月～17年3月）では20パーセントであったのに対し、平成20年（平成20年1月～12月。統計期間の変更による）では31.5パーセントと増加傾向にある。（以上裁判所公表資料より）

成年後見支援センターにおける相談内容

一般相談内訳	19年度	20年度
成年後見に関すること	1040件	1,376件
権利擁護に関すること	87件	361件
認知症医療、その他	65件	71件
小計	1192件	1808件

専門相談内訳	19年度	20年度
成年後見制度全般	37件	53件
申立手続き支援	40件	42件
裁判所への手続き	4件	41件
後見人の対応	7件	22件
身上監護、その他	22件	32件
小計	110件	190件
合計	1302件	1998件

市民後見人の養成と活動支援

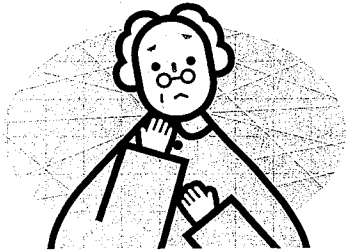


選任された市民後見人と被後見人の属性（選任時の状況）

- 後見人 年齢：40歳代3名、50歳代11名、60歳以上16名。男女の別：男性13名、女性17名。
- 被後見人 年齢：70歳未満4名、70歳代14名、80歳代10名、90歳以上2名。
判断能力低下の主な理由：認知症が28名、知的障害等2名
収入：年金のみ17名、生活保護受給者7名、年金と生活保護5名、年金と勤労収入1名。
居所：自宅9名、病院・特養等の施設21名。

こんなことで困っていませんか。

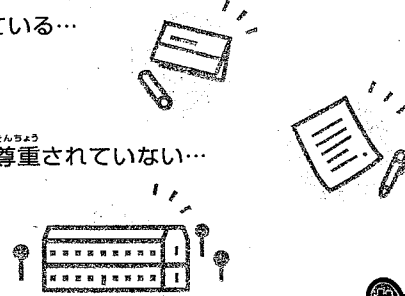
認知症や知的障害、精神障害などにより
判断能力が十分でない人が



- ひんぱんな訪問販売や悪質商法の被害を受けている…
- 物忘れがあり、財産管理がうまくできない…
- サービスの契約の手続きが難しそう…
- 福祉サービスを利用しているが、本人の希望が尊重されていない…
- 年金が本人のために使われていない…

また

- 成年後見制度についてくわしく知りたい…
- 成年後見等の申立て手続きがわからない… など



大阪市成年後見支援センターは、判断能力が十分でない人が
住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように「成年後見制度」の利用をお手伝いします。

相談

(そうだん)

成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、
支援者や関係機関からの相談に応じます。

● 相談員による相談

電話や来所により、成年後見制度に関する相談をお受けします。
月曜日から土曜日 午前9時から午後5時まで

● 専門職による相談

原則として週3回(予約制)
弁護士・司法書士・社会福祉士が電話や来所(必要に応じて訪問)
により、相談をお受けします。



- 成年後見制度を必要とする人が、的確に制度を利用できるよう手続きの説明や申立てに関するアドバイス等を行います。
- 相談内容に応じて、大阪市社会福祉研修・情報センターの総合相談コーナーに開設されている権利擁護相談や認知症医療相談等とも連携します。
- 申立てに関する支援が必要な場合は、大阪市、区保健福祉センター、区社会福祉協議会等の関係機関や団体と連携します。

養成・支援

(しゅんせい)



「市民後見人」の
養成と支援をします。

だれもが地域で安心して暮らせることをめざす
地域福祉活動として、判断能力が十分でない人の
生活を身近な立場で支援する「市民後見人」を養
成・支援し、後見制度を活用した権利擁護活動の
新たな担い手となっていただきます。

市民後見人養成講座の開催

「市民後見人バンク」の設置・運営

家庭裁判所からの後見人等の推薦依頼

市民後見人候補を推薦し、家庭裁判所が選任

市民後見人の後見活動のサポート

★「市民後見人」とは、親族以外の市民による後見人のことです。

成年後見制度 法定後見

自分らしく安心して暮らすことができるよう、
その人の権利を擁護するために
「成年後見制度」があります。

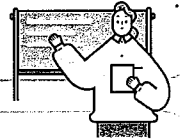
認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分
なため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を
行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる
成年後見人(保佐人・補助人)を選任し、本人を保護・支
援する制度です。本人の判断能力の程度に応じて、後見・
保佐・補助の3つに分けられます。

この制度の利用にあたっては、本人、配偶者、四親等
内の親族や市長(窓口は区保健福祉センター)などが、
管轄の家庭裁判所へ申立てを行う必要があります。

広報・啓発

(こうほう)

成年後見制度に関する情報発信、
講演会や研修会の開催など市民や
関係機関の方々に幅広く広報・啓発
を行います。



連携

(れんけい)

成年後見活動に関わる
機関・団体等と連携します。

直通電話

06-4392-8282

ファックス / 06-4392-8900

● 月曜日～土曜日 ● 午前9時～午後5時
● 日曜日、祝日(土曜日と重なる場合は除く)、
年末年始はお休みです。